

# 足立納税連だれ

# No155

会長・足立税務署長 新年のご挨拶  
税を考える週間の行事

中学生の「税についての作文」、「納税表彰」、「一日税務署長」  
国税・都税・区税のお知らせ



一日税務署長イベントでは、中学生の「税についての作文」の応募の中から税務署長賞を受賞された生徒さんが税務署幹部より委嘱状の交付を受け、一日税務署長の襟をかけ、一日税務署長として、模擬決裁・署内視察の後、集まった署職員約20人の前で受賞作文の朗読を行いました。詳しくは、7ページをご覧ください。

足立納税貯蓄組合連合会ホームページ <http://www.adachinoren.org/>

## 年頭所感

## 会長 八木澤秀夫



新年明けましておめでとうございます。

令和 5 年の年頭にあたり、会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年の活動を振り返りますと、まず中学生の「税についての作文」については、足立区内 19 校の中学校に参加していただき、応募総数 1,990 編の応募となりました。一昨年と比べて応募数は減少となりましたが、コロナウィルスの影響もあってどれだけの応募があるか心配な中、それでも 2,000 編近くという多数の応募があり、大変嬉しく思いました。募集作業にご協力を賜りました各税務機関並びに各中学校の先生方に深く感謝申し上げます。

本年度も昨年度に引続き毎年開催していた「税についての作文」表彰式を開催することができませんでしたが、11 月 24 日に 4 地区に分けて役員と税務署の方で各中学校に賞状の贈呈に行きました。本来なら入賞された生徒さん全員に賞状の贈呈をしたかったのですが、校長先生へ後ほど贈呈をしてくださるようお願いをしました。また、何人か

の生徒さんには校長室で贈呈することができました。各地区に分かれて中学校へ赴いた役員の方もお忙しい中ありがとうございました。

また、作文事業の一環として、中学生の「一日税務署長」を足立税務署主催で 12 月 21 日に開催し、私も参加をさせていただきました。感染対策をおこないながらの開催でしたが、参加された生徒さんには良い思い出になったことと思います。足立納連からも記念品を贈呈いたしました。

昨年もコロナウィルスの影響により、毎年行われている「税を考える週間」の行事も中止となりました。例年と同様の活動をするには、もう暫く時間がかかるのかもしれませんが、窮屈な日々の中でも、私たちに何ができるかを考え、実行していきたいと思えます。

まもなく確定申告が始まります。税務署においても引続き感染症の防止対策を踏まえたところでの確定申告になると聞いております。足立納連におきましても少しでも手助けができればと思っております。

本年もこのような状況の中、できる会務に取り組んで参りますので、組合員の皆様の更なるご理解とご支援を心よりお願い申し上げます、私の新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新年のご挨拶

## 足立税務署長 松井 史浩



明けましておめでとうございます。

令和 5 年の年頭に当たり、足立納税貯蓄組合連合会の皆様方に謹んでお祝いを申し上げます。

昨年中は、八木澤会長をはじめ役員並びに組合員の皆様方には税務行政に対しまして、深いご理解と格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

足立納税貯蓄組合連合会の皆様には、税務行政の根幹の一つであります、期限内納付の推進や次代を担う中学生の納税道義の高揚を目的とした中学生の「税についての作文」募集事業につきまして積極的に取り組んでいただいております。職員一同、心から感謝申し上げます。

年も明けて、まもなく令和 4 年分の確定申告が始まります。昨年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、社会的距離を確保した会場運営や入場整理券方式の導入という施策を実施いたしました。

令和 4 年分の確定申告におきましても、新型コロナウイルスに配慮した会場運営が必須であり、相談会場の混雑

緩和が重要な課題となります。

このため、自宅等からの e-Tax を利用した申告や、ダイレクト納付等のいわゆるキャッシュレス納付のご利用を積極的に推進することにより来場者数を削減し、また、入場整理券を配付することにより来場者数を平準化する施策を実施することとしています。

特に、国税の納付については、昨年 12 月よりスマートフォンを利用した決済サービスによる納付手段（スマホアプリ納付）が導入され、また申告においては、マイナポータルとの連携により、ふるさと納税、株式の特定口座、各種保険料控除に加え、新たに公的年金等の源泉徴収票、医療費、国民年金保険料も自動入力できるようになり、e-Tax が益々簡単で便利なものになります。

貴会おかれましても、役員並びに組合員や関係の方々に対し、e-Tax の利用の働きかけをお願いできれば幸いです。

また、確定申告事務の円滑な運営に向けて、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、足立納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と、役員並びに組合員の皆様方のご多幸並びにご事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

# 中学生の「税についての作文」

## 東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞・東京納税貯蓄組合総連合会長賞等受賞

全国では応募作文数は460,918編、応募校数は6,595校で、昨年度に比べ作文数で10,776編の増、応募校数で113校の増となりました。足立納貯では19校、1,990編の優秀な応募があり、昨年度より234編の減少となりました。令和4年11月24日、今年度もコロナウイルスの影響により作文表彰式は取りやめ、4地区に分けて役員と税務署の方で各中学校に賞状の贈呈に行きました。

また、今回、掲載させて頂いた生徒さんの作品は、税務署長賞(2)、都税事務所長賞、区長賞、租税教育推進協議会長賞、足立納税貯蓄組合会長賞等の6篇になります。

3年目のコロナ禍の状況下におきましても、多くの作文を応募いただいた生徒さんに感謝するとともに、各中学校の諸先生方並びに関係の皆様へ厚くお礼申し上げます。

### 【東京国税局管内納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

(敬称略)

本間 菜帆	千寿桜堤中学校
齋藤 星空	漕江中学校
内山 和可菜	六月中学校

大西 勘太	千寿青葉中学校
野田 明日香	千寿桜堤中学校
木島 奏	竹の塚中学校

### 【東京納税貯蓄組合総連合会 会長賞】

上原 彩佳	第一中学校
森屋 裕月	蒲原中学校

加藤 千咲	花畑中学校
伊藤 諒和	花畑北中学校
工藤 愛乃	花保中学校

### 【足立納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

飯塚 陽毬	第一中学校
井上 詩央里	第十一中学校
松本 正太朗	第十二中学校
長野 心美	第十三中学校
釣見 音巴	青井中学校
大山 七星	栗島中学校
高橋 聡美	千寿青葉中学校
苅込 乃愛	千寿青葉中学校
高野 杏奈	竹の塚中学校
鳴原 芽生	花畑中学校
佐藤 美歌	花畑北中学校
須永 桃香	花保中学校
岩本 優太	東綾瀬中学校
飯塚 嗣弘真	東島根中学校
佐藤 鈴夏	漕江中学校
染谷 葵	谷中中学校
安田 幸姫南	六月中学校
秋岡 龍之介	足立学園中学校

荒井 野々華	東綾瀬中学校
柴山 脩平	東島根中学校
佐藤 美優那	漕江中学校
久松 航大	漕江中学校
飯野 早絢	谷中中学校
明石 知優	六月中学校
小林 奏太	足立学園中学校
鈴木 清雅	足立学園中学校

### 【足立税務署長賞】

横山 彩夏	蒲原中学校
牧島 陸	花畑北中学校

### 【東京都足立都税事務所長賞】

岡 瑞姫	蒲原中学校
------	-------

### 【足立区長賞】

小林 美愛	青井中学校
-------	-------

### 【足立租税教育推進協議会 会長賞】

石井 美羽	谷中中学校
-------	-------

### 【足立納税貯蓄組合連合会 会長賞】

清水 椿	千寿桜堤中学校
------	---------

### 【公益社団法人足立法人会会長賞】

松本 温	東綾瀬中学校
------	--------

### 【東京税理士会足立支部支部長賞】

保科 実月	第十一中学校
-------	--------

### 【全国納税貯蓄組合連合会会長感謝状】

足立区立 栗島中学校
------------



税務署長賞 横山 彩夏さん



税務署長賞 牧島 陸さん

# 中学生の「税についての作文」 表彰式

足立税務署長賞

『がんばれマルサ』

足立区立花畑北中学校 二年一組 牧島 陸

今回「マルサ」という言葉を初めて調べてみた。実は『桃太郎電鉄』というゲームをやったことがあり、そのゲームの中に「マルサカード」というものが出てくるので、名前自体は聞いたことがあった。そのカードは、相手プレイヤーからお金を巻き上げてくれるもののだが、現実のマルサも、似たような働きをしてくれるらしい。

マルサとは、正確には国税査察制度というもので、調べたところによると、国税犯則取締法という法律によって、強制捜査を行い、脱税をしている組織や会社を捜査、摘発することができるらしいのだ。日本には「脱税」という罪があって、税金は納めなければならず、税金を納めないと逮捕される。マルサは主に大口で悪質な脱税に対して適用される制度で、一般庶民を相手にすることはまず無いらしい。逆に、マルサに目をつけられた会社や組織は、国税査察官による強制捜査が行われるので、まず逃げられないらしい。

一見すると恐ろしく聞こえるが、よく考えてみると、この制度は、僕達にとってとてもありがたい気がしてくる。僕達はまだまだあまり関係ないが、大人達は、一生懸命働いた稼ぎから、所得税を支払っている。住民税もそうだ。知り合いに聞くと、この金額はそれなりにするらしく、正直結構な痛手だそうだ。また、僕達もわずかではあるが、消費税を支払っている。こちらも正直、無いほうがありがたいものだ。

でも、これらは支払わなければならないというルールがある。実際、このようにして集められた税金は、社会保障関係費として医療制度に使われたり、警察官の給料として町を守るのに役立てられたり、学校教育に使われるなどして、僕達の生活の役に立っている。税金は「取られるもの」「無いほうがいいもの」というイメージがあって、できれば払いたくないものではあるが、無いと困るものもある。そして、それは支払わなければならないルールがあって、みんなそのルールをちゃんと守っているのである。

脱税は今の日本ではいけないことで、裁かれるべき犯罪である。でも、これもさらに調べたところ、今の日本の税は、自分で申告するようになってきているものがあり、申告しなければ税金を納めずに逃げることでできてしまう。そういう悪い考え方をしている人がいると、頑張っただけで、ルールを守って税金を納めている正直な人だけが、バカを見る世の中になってしまふ。マルサは、そうならないように僕達を守ってくれる。マルサの人達は、正直な人が正しいということを、悪い人達を摘発することで、ちゃんと証明してくれているのである。マルサの人達がいるなら、大人になっても、すっきり税金を納められよう。

足立税務署長賞

『目的に沿った税』

足立区立蒲原中学校 二年六組 横山 彩夏

私は特に税に対して悪い印象を抱いていた訳ではない。「納税は国民の義務である」それをなんとなくではあるが理解できていたからである。そして、その税は警察や救急などの必要不可欠なことに役立てられていると知っていたからである。しかし、税の作文を書くにあたり、税について調べれば調べるほど疑問が出てきた。特に気になったのは軽減税率制度の在り方だ。軽減税率制度とは、特定の品目の課税率を他の品目に比べて低く定めることを言う。日本では消費税率を十パーセントに引き上げる際、所得の低い人への対策として食料品や新聞などが軽減税率の対象品目となり、税率は八パーセントのまま据え置かれることになった。つまり、軽減税率制度の目的は所得の低い人への経済的負担を減らすことである。それにもかかわらず、生活必需品と言えるトイレペーパーや洗剤は軽減税率の対象品目となっていないのだ。これでは軽減税率制度の本来の目的を果たせていないのではないか。また、税率を引き上げる際に物議を醸したが、生理用品だ。毎月一回、ほぼ確定で来る生理に使われる生理用品も軽減税率の対象となっていない。つまり課税率が十パーセントなのだ。

私の学校では「生理の貧困」という問題に立ち向かうため、学校のトイレに生理用品が置かれることとなった。「生理の貧困」とは経済的な理由で生理用品を買えないという問題だ。私は生理の貧困という問題があるにもかかわらず、生理用品が軽減税率の対象品目となっていないのが疑問であった。

私は所得の低い人への経済的負担を減らすことを目的とした政策ならば、生活必需品などの課税率を八パーセントに据え置くべきだと思う。そして、娯楽品であると考えられる酒やタバコなどには軽減税率を適用しないままというのが正しい軽減税率制度の在り方だと思う。また新聞については、正直、インターネット普及した現在の世の中では、あまり役に立たないものだと私は思う。そのためこれも十パーセントの課税で良いだろう。

今回、私が税について調べたことで、疑問が出てきたのは確かだが、私の「納税は国民の義務である」という考えは変わっていない。必要不可欠なものであり、日々の生活に役立てられているという認識も変わっていない。しかし軽減税率制度の様に、目的に正しく沿っていない税に私たちのお金が取られてしまふというのは、かなり不満を感じた。私は政治家でもないし、選挙権を持っていない訳でもない。ただただ意見を言うことしか出来ないが、もしこの軽減税率制度が改定されたら私は喜んで税を払えるだろう。税をとられるという考えではなく、税を払うという考えになったとき、私たちは笑って過ごせているのだと思う。

令和4年11月24日、今年度もコロナウイルスの影響により作文表彰式は取りやめ、4地区に分けて役員と税務署の方で各中学校に賞状の贈呈に行きました。

また、今回、掲載させて頂いた生徒さんの作品は、税務署長賞(2)、都税事務所長賞、区長賞、租税教育推進協議会長賞、足立納貯蓄組合会長賞等の6篇になります。

### 足立都税事務所長賞

#### 『税金で命を救う』

足立区立蒲原中学校 二年二組 岡 瑞姫

夏本番を迎え、暑さが増していくこの頃、ふと目にしたのは「犬・猫の譲渡会のお知らせ」という一枚の張り紙でした。それを見た時、公園で捨てられていた犬の目を思い出しました。その目は私に何か訴えているようでした。私はその子に出会った日から「殺処分」という言葉を強く意識するようになり、また殺処分ゼロを強く願うようになりました。

家に帰って殺処分について調べてみると、税金が殺処分の施設を整えるために使われていることが分かりました。税金はもともと人々の生活を守るためにあり、殺処分が人間の命を奪うことと問われれば賛否両論あると思います。しかし、私たちが払う税金が動物の命を奪うことに使われているのは、納得できませんでした。殺処分にかかる費用を、犬や猫一匹一匹の不妊去勢手術費用にあてられるなら、もっと多くの命を救えるはずです。税金の使い道を変えれば、失われる命を減らすことができるかもしれません。これは私の理想像にすぎませんが、今でも実際に殺処分をなくそうとするはたらきが地域ごとにはあります。例えば、広島県の神石高原町では、「ピースワンコ・ジャパンプロジェクト」と呼ばれる、「ふるさと納税」の制度を殺処分ゼロに活かす全国初の取り組みが行われました。ふるさと納税とは、自分のふるさとを応援したい地方自治体に寄付ができる制度で、手続きをすると寄付金のうち二千円を超える部分については所得税や住民税の控除が受けられます。他にも地域の名産品などのお礼の品をいただけるという利点があり、広島県は二〇一六年から、犬の殺処分がない町へと生まれ変わりました。このプロジェクトでは、殺処分寸前の犬を引き取り、ドッグトレーナーによるしつけを行ったうえで新しい家族を探します。また、災害救助犬やセラピー犬としての育成も行われており、二〇一四年に発生した広島土砂災害では、このプロジェクトによって育成された二頭の災害救助犬が出勤しました。そのうちの二頭が、行方不明者一名を発見することができ、この活躍はメディアでも大きく報道され、私も印象に残りました。人に捨てられた犬が人を救った、という紛れもない事実がピースワンコ・プロジェクトの活動に拍車をかけることとなりました。

現在では譲渡会も増えていて、環境省によるデータだと殺処分数は年々減ってきています。しかし、ゼロにならない限り殺処分される犬猫は増えてきてしまいます。ドイツなどの動物保護先進国では、犬税が存在し、殺処分は行われていません。安易に動物を飼う人が減るように、日本でも犬税を導入してほしいと思います。私たちの税金は命を奪うものではなく、命を救うものであってほしい、そしていざという時に、その恩はきつと返ってきます。動物と人間をよりよい関係で結ぶものが税金になると私は思います。

### 足立区長賞

#### 『自分で決めて自分で選ぶ』

足立区立青井中学校 三年二組 小林 美愛

コロナ禍になり、私は家でニュースを見る機会が増えた。ある日アベノマスクについて報道されていた。母はそれを見て、「その税金で不織布マスクを作る工場を設置してほしかった。」と言っていた。子育て世帯への給付金のニュースを見たときも両親は、給付金を喜ぶ反面、大学生や職を失ってしまった人への支援の少なさに疑問を抱いていた。両親が言っていた意見や疑問は俗に言う「国民の声」なのではないだろうか。もし、そうならなぜその「声」の通りに税金が使われないのか。税金の使い道は誰が決めているのか。私は気になった。

学校で配られた資料やインターネットで調べてみた。すると選挙で選ばれた国民代表の国会議員が国会で話し合っって税金の使い道を決めていることが分かった。私はそれを知って少し驚いた。国民代表とは私達の代わりに国会へ私達の意見を伝えてくれる人のはずだ。なのに私達の意見は伝わっていない。アベノマスクが良い例だろう。もちろん、布マスク配布決定の背景に母が言っていたような意見が国会で出されていたかもしれない。国会にいない私達にとって当然それは分からない。しかし、その意見が出ていたとしても結果に全く反映されていないのなら、その意見は無いのと同じだ。私達、国民から集めた税金の使い道を決めるのに「国民の声」が反映されていないのなら、お金を奪われて勝手に使われているのと同じなのではないだろうか。

しかし、その国民代表を決めているのは私達国民である。私に選挙権はない。でも私の家族にはある。私の意見は私の家族が伝えてくれる。そして私達の意見を伝えるのは私達が選ぶ代表だ。つまり代表が決めたことは私達が決めたことだ。テレビやネットでGOTOトラベルやアベノマスクは税金の無駄使いと言っている人もいる。でもそれらを実行しようと思った人達を選んだのは私達だ。もし私達から、自分は選挙に行っていないから関係ないと言っ人がいるかもしれない。でも選はないと言っことは自分の意見は聞かなくていいと言っっているようなもの。自分や自分の大切な人の未来を捨てるのと同じである。

私達の命を守るため、未来をつくるために皆で出したお金が税金だ。そして私達には税金を払う義務があり、その税金の使い道を決めるための代表を選ぶ権利がある。払っということとは未来を守ること。選ぶということは未来をつくること。だから私は、これからは必要に応じて税金を払っ。そして選挙権を得たら必ず選挙に行く。自分と自分の大切な人の未来を守る・つくる・繋げるために。

## 足立租税教育推進協議会会長賞

## 『税金で恩返し』

足立区立谷中学校 二年四組 石井 美羽

税金と聞いて、私がバツと思ひ浮かんだのは消費税くらいで、自分の税金へ対する知識のなさに、衝撃を受けた。

そこで、私は取りあえず、税金の使い道について調べてみることにした。すると、税金は「復興支援」にも使われていることがわかった。

私は小さい頃、台風によって、家の屋根が飛ばされ、一時期、仮設住宅へ住まざるを得なかったことがある。仮設住宅にはクーラーも取り付けられており、何不自由なく、生活を送ることができた。まだ幼かった私には、理解できなかったが、成長した今、税金について調べたことで、仮設住宅も、税金に支えられていたことがわかった。

『復興特別税』  
これは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法だ。

この税金は、二〇一三年からの二十五年間、所得税額の二・一パーセントを納めていく。そしてこれらのお金は、主に、仮設住宅の建設、放射能汚染地域の除染、防潮堤や道路などの整備に使われている。

東日本大震災で甚大な被害を受けたのは、主に東北地方だ。だが、この『復興特別税』は、日本各地の人が納めている。これは、みんなが東北地方の復興を願っているからこそ、成しえたことなのではないだろうか。

私は、この税を納める対象にはあたらない。そのため「復興支援」のためだけに、税を納めることはできない。だが「復興支援」のためだけに税を納めることはできずとも、私にとって一番身近な「消費税」から税を納めていくことはできる。そして、何も起きないことが一番だが、もし、今後の未来で何か起こったときには、そのお金が誰かの役に立つことを願っているように思う。

私は税金にお世話になった。

そして、その税金は、たくさんの人から与えられた。

つまり、私はたくさんの人に支えられて過言ではないのではなかったらうか。

実際に税金に支えられた人間だからこその税金のありがたさ。

税金がなかったら、きっと私たち家族は住むところに困っていたらうか。

支えられたたくさんの人に、これから私ができたい。

それは、大人になったら納めるであろう所得税や法人税など、多くの種類であふれている税金を、今のうちからしっかりと学び、自分が納める立場になったときに、今までの感謝をこめ、そして、自分も誰かの手助けができていくという誇りをもって、きちんと納めていくことだと思ふ。そして、私が社会に出たときに、そのたくさんの人たちが、少しでも充実した生活を送れるような社会にしていきたい。

## 足立納税貯蓄組合連合会会長賞

## 『未来への貯金』

足立区立千寿桜塚中学校 二年四組 清水 椿

「税金は、本当に必要なものなのか」と問われたら、今までの自分であれば、きっと必要ではないと答えていたらう。

二〇一九年、十月に発生した台風十九号は最大瞬間風速で観測史上二位を更新するなど主に関東地方に大きな影響をもたらした。特に千葉県原市では竜巻とみられる突風が発生し、家屋の損壊などの甚大な被害を受けたという話をニュースで見るとき、私もなにか出来るのではないかという思いから、募金の仕方や、修復に必要な費用を調べてみた。そんなとき、税金の使い道について調べる機会があった。さまざまな項目が並ぶ中、警察、消防、自衛隊などは国の税金で動いているものであるということを知ったときの感動は今でもすごく覚えている。日々、何気なく商品を買ったときに支払っている消費税も税金に含まれるのだ。それがぐぐりぐぐって、今苦しんでいる人々を救うことにつながっていると思つと、不思議と心が軽くなった。今回大きな被害を受けたのは千葉県だけれど、もし大地震が起きて東京が被害を受けたり、誰か助けてくれるのか。きっと自衛隊や消防の方々だろう。けれど、税金をおさめるということは間接的に自分や、周りの大切な人を救っていることなんだと私は思ふ。

実際に、私の通う中学校の近くにある大きな川は、税金のおかげで氾濫しなかったことがあった。なぜならスーパー堤防が建設されていたからである。たくさん意見がある中この堤防を建てていただいたおかげで、私と私の大切な人たちは被害を受けずにすんだ。芸能人じゃなくても、社長じゃなくても、口頭から私たちは「寄付」をしていたことに気がつけた。普段気にしていないだけで、私たち国民は税に救われているのだ。学生の頃は国から支給された教科書を使って学び、大人になってからは若い頃からおさめてきた税金によって福祉の公助を受けられる。

このように、自分がしてきたことは、ちゃんと自分に返ってくる。税金は将来の自分や大切な人を助けるため、今私たちが暮らしている日本という国をより良くするための、いわば「未来への貯金」なのではないかと私は思ふ。

税金はなにかとマイナスなイメージがあるが、そうではないということを国民として一人一人に理解してほしいと思ふ。余分に払わなくてはいけないお金ではなく、将来の自分を救うための貯金だととらえてみてほしい。

# 足立税務署主催 『一日税務署長』 開催

## 花畑北中学校の牧島 陸さん

令和4年12月21日、中学生の「税についての作文」事業の一環で、中学生による「一日税務署長」体験を足立税務署主催で開催し、足立納連会長も参加致しました。税の作文で優秀な賞を取めた生徒を税務署に招き、一日税務署長を務めていただくものです。

一日税務署長イベントでは、税務署長賞を受賞された中学生は税務署幹部より委嘱状の交付を受け、一日税務署長の襟をかけ、記念撮影等を行った後、一日税務署長として、足立納連会長と名刺交換し、模擬決裁・署内視察の後、集まった署職員約20人の前で受賞作文の朗読を行いました。当日は、J:COMによる取材もあり、一日税務署長イベントの様子は、12月23日(水)18時からのJ:COM「つながるNews」で放映されました。

八木澤会長と歓談する一日署長



学校関係者とイータ君と



署長席で決裁する一日署長



作文が署内の掲示板に掲載



各種ゴム製品・総合メーカー

**ASAII** (株)浅井ゴム製作所

営業所/東京都足立区綾瀬3丁目9番16号  
☎ 03-3606-4156 (代)  
工場 葛飾区小菅3丁目19番12号  
FAX 03-3606-4155

緩衝材の加工・販売

株式会社 **荒井商店**

代表取締役 荒井正行

〒121-0061  
足立区花畑2-13-34  
TEL.03-3883-4503  
FAX.03-3850-0660

# 国税コーナー

【令和4年11月】

## 足立税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒 120-8520 足立区千住旭町4-21 TEL 03(3870)8911(代表)  
 ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

### 自宅から e-Tax が便利！ ～申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

**自動計算**

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



**自動入力**

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



**自宅から**

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

### 税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期間(土、日を除きます。)	会場	所在地	時間
令和5年2月1日(水) ～ 2月7日(火)	足立区役所 本庁舎1階特設会場	中央本町 1-17-1	【午前の部】 午前9時30分～12時
令和5年2月8日(水)	花畑記念庭園桜花亭2階	花畑 4-40-1	【午後の部】 午後1時～午後4時
令和5年2月9日(木) ～ 2月10日(金)	佐野地域 学習センター2階	佐野 2-43-5	【事前申込をお願いします】

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得並びに山林所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、足立税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。  
 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
- 電話による事前申込は、令和5年1月10日(火)から可能となります。

事前申込サイト



**【事前申込専用番号：03-6630-7838】**(受付時間：平日午前9時～午後5時)に  
 電話の上、オペレーターに「管轄の税務署(足立税務署)」「ご希望の会場及び相談日時」及び  
 「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。

[https://cubic.com/adachizei/booking\\_page#pageContent](https://cubic.com/adachizei/booking_page#pageContent)

- なお、「事前申込専用番号」以外(税務署及び地方団体)での電話申込は受け付けておりません。  
 また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。
  - ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
  - 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

(裏面もご覧ください。)

【令和4年11月】

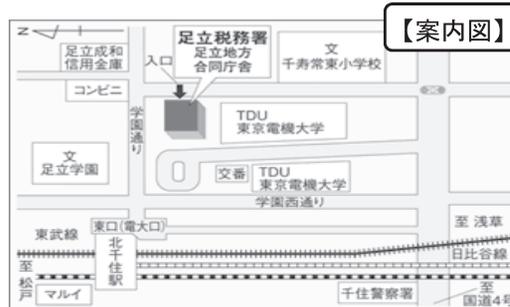
# 申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	時間
令和5年2月16日(木) ～ 3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	足立税務署 (足立地方 合同庁舎2階)	千住旭町 4-21	午前9時15分～午後5時 入場整理券の配付及び相談受付は 午前8時30分～午後4時 ※ 配付状況によっては、午後4時より前に 入場整理券の配付を終了する場合があります。

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 申告書等の提出のみの場合は、足立税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ることがあります。
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 開設期間中、当署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。



【案内図】

### オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

### 消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度  
特設サイト



# 都税コーナー

東京都主税局ホームページ  
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

— 都税についてのお知らせ —

## 2月 は 固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、2月28日(火)までにお納めください。

<ご利用になれる納税方法>

### 口座振替

ご利用の預(貯)金口座から、納期の末日(納期限)に自動的に納税ができます。  
 詳しくは下記をご覧ください。

### クレジットカード

インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納税することができます。  
 ※1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限ります。  
 ※税額に応じた決済手数料がかかります。  
 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)  
 ※詳しくは、都税クレジットカードお支払サイトをご覧ください。

### スマホアプリ

利用できるアプリ: au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ  
 ※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。  
 アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。  
 ※領収証書は発行されません。  
 (領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)

### インターネット モバイル バンキング ATM

金融機関・郵便局の my-bank (ペイジー)対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM  
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
 ※my-bank (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。  
 ※領収証書は発行されません。  
 (領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納税ください。)  
 ※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納税する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。  
 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

### コンビニ

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。  
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

### 窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口  
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な場合は、所管の都税事務所にご相談ください。

### 簡単 便利 安心 な 口座振替 の申込はWebで!!

#### 簡単

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用 Web サイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html)

#### 便利

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。  
 ●2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能です。  
 ※11日以降に申込みいただいた場合、令和5年度第1期からの振替となります。

#### 安心

●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。



都税 Web 口座振替  
申込受付サービス

<口座振替のお問合せ先>

主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

#### 【お問合せ先】

<課税について> 所管都税事務所の固定資産税班

<納税について> 所管都税事務所の徴収管理班又は都税支所・支庁



主税局HP  
都税の支払い方法

—都税についてのお知らせ—

# 耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

## <耐震化のための建替え>

### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和6年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

## <耐震化のための改修>

### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和6年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

### 申請期限

改修工事が完了した日から3か月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

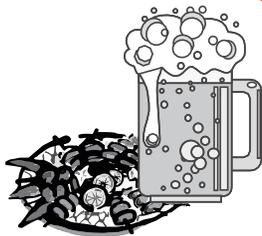
## □税務功労者表彰

都税事務所長感謝状を常任理事・酒井ノブ子氏が受彰されました。(詳細はP14)



和食館  
ぐれーぶ

# 葡萄



大小宴会承ります(年中無休)

東京都足立区谷中2-7-1 富澤ビル2F  
TEL.03(3620)1272



(一般・貸切・引越・移転作業・etc.)  
一般貨物自動車運送事業・関自振第2489号

## 東興運輸有限会社

代表取締役 田谷野 雅史

本社営業所/東京都足立区大谷田5-3-7

電話/03-3606-0115

八潮営業所/埼玉県八潮市南川崎130-3

電話/048-998-1833

損保ジャパン日本興亜(株)代理店



## 大谷田保険事務所

(東興運輸有限会社内)

# 区税コーナー

足立区ホームページ

<http://www.city.adachi.tokyo.jp/>

## ◆住民税(特別区民税・都民税)の申告について

～令和5年度住民税の申告～

**申告先** 足立区役所 **申告期間** 2月9日(木)～3月15日(水)

新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場にお越しいただくのは極力お控えください。  
できる限り郵送での申告にご協力をお願いいたします。

### ◆住民税の申告が必要な方

- ▽令和5年1月1日現在区内在住で、令和4年1月1日～令和4年12月31日までに給与や年金等の所得があった方
- ▽区外在住で、区内に事務所や事業所、家屋敷がある方
- ▽所得は無かったが、住民税の決定が必要な公的サービス(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、就学援助など)を受ける方や都営住宅入居者など課税(非課税)証明書が必要な方
- ▽給与所得や公的年金所得の源泉徴収票に含まれない控除を追加する方

### ◆住民税の申告が必要ない方

- ▽税務署に確定申告書を提出する方
- ▽給与収入のみで、勤務先が足立区に給与支払報告書を提出している方

### ◆申告についての注意事項

- ▽申告の際には、マイナンバーの記載と番号確認書類および身元確認書類の提示又は写しの添付が必要です。
- ▽16歳未満の扶養親族に控除額はありますが、障害者控除の適用やひとり親・寡婦・非課税などの判定に必要なため、16歳未満の扶養親族も扶養親族欄に必ず記入してください。
- ▽医療費控除を申告する場合、領収書では控除を受けられませんので、必ず医療費明細書を作成し申告書に添付してください。
- ▽以下の事項については、住民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書を提出しなければ住民税の計算に算入できなくなりますのでご注意ください。  
上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得(源泉徴収ありを選択した特定口座)※、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例、事業専従者控除  
※所得税と住民税で異なる課税方式を選択する場合は、住民税の納税通知書が送達されるまでに「特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」を課税課に提出する必要があります。

### ◆令和5年度からの主な変更点

- ▽令和4年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律に基づき、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、個人住民税の未成年者非課税の年齢要件が18歳未満となります。
- ▽住民税が給与から天引き(特別徴収)される方は、前年中に複数の勤務先から給与のお支払いを受けていた場合、地方税法の定めにより全ての給与収入を合算し算出した住民税額が給与から天引きされます。

### ◆次の方へ2月上旬に申告書を送ります

- ▽令和5年1月1日現在、20歳以上の方で申告が必要と思われる方
- ※申告書が送付されず、申告書が必要な方は、課税課・区民事務所窓口で配布します。郵送で申告書を希望される方は、課税課までご請求ください。

### ◆提出は区役所へ

- ▽申告書は課税課窓口へご提出いただくか、ご郵送ください。  
また、出張申告受付では、区の課税課職員が相談を受けながら、申告を受け付けます。

▽住民税出張申告受付日程(受付時間:午前9時30分から午後4時まで)

日程	場所	日程	場所	日程	場所
2/15(水)	シター 1010 7トリエ	2/16(木)	竹の塚センター	2/17(金)	佐野地域学習センター
2/20(月)	新田住区センター	2/21(火)	江北地域学習センター	2/22(水)	中川地域センター
2/24(金)	梅田地域学習センター	2/27(月)	鹿浜地域学習センター	2/28(火)	江南住区センター
3/ 1(水)	西新井栄町住区センター	3/ 2(木)	舎人地域学習センター	3/ 3(金)	興本住区センター
3/ 6(月)	伊興地域学習センター	3/ 7(火)	花畑地域学習センター	3/ 8(水)	保塚地域学習センター
3/ 9(木)	綾瀬住区センター				

▽表の日程以外では、課税課でのみ住民税の申告の相談・受付を行っています。※区民事務所ではできません。

▽区役所の休日開庁日に住民税の申告を受け付けます。※国税の申告はできません。

2月26日(日) 午前9時から午後4時まで 場所=1階区民ロビー

## ◆住民税の申告についてのお問い合わせは

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
足立区役所課税課 課税第一係～第四係

TEL **3880-5230・3880-5231・3880-5232・3880-5418** ※電話のおかけ間違いにご注意ください。  
※国税(所得税・消費税・譲与税)についてのお問い合わせは管轄の税務署へ

## ◆休日納税相談の実施について

区の納税課では、住民税(特別区民税・都民税)・軽自動車税の納税に関する様々な相談をお受けしています。  
平日の納税相談が困難な方は、休日納税相談をご利用ください。

なお、この日には戸籍住民課、課税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課、介護保険課、親子支援課、子ども施設入園課も休日開庁に伴う業務を行っていますのでご利用ください。

◎休日納税相談実施日(受付時間:午前9時から午後4時まで)

実施日(毎月第4日曜日)		
令和5年2月26日	令和5年6月25日	令和5年10月22日
令和5年3月26日	令和5年7月23日	令和5年11月26日
令和5年4月23日	令和5年8月27日	令和5年12月24日
令和5年5月28日	令和5年9月24日	令和6年1月28日

問合せ先 納税課 滞納整理第一係・第二係

TEL **3880-5236** 又は **3880-5237** ※電話のおかけ間違いにご注意ください。

## ◆区民税(普通徴収)の納付には口座振替をご利用ください

普通徴収の特別区民税・都民税の納付を口座振替にしてみませんか。口座振替にしますと、ウっかりした納め忘れがなく、忙しい時にも便利で安心です。ぜひご近所の方にも口座振替をお勧めください。

◎申し込みに必要なもの

1. 預(貯)金通帳、2. 通帳の印鑑、3. 納税通知書または納付書

◎申し込み先

預(貯)金口座のある区内の金融機関、区役所納税課、各区民事務所

詳しくは下記までお問い合わせください。

納税課収納管理係 TEL **3880-5238** ※電話のおかけ間違いにご注意ください。

## ◆電子納税(eLTAX)をご利用ください

特別徴収の特別区民税・都民税の納付方法として、令和元年10月からeLTAXを活用した納税システム「地方税共通納税システム」が全国の自治体で稼働しています。組員の皆様、ぜひご利用ください。

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

・eLTAXホームページ: <https://www.eltax.lta.go.jp/>

・電話 0570-081459 又は 03-5521-0019 (月曜日から金曜日の9時から17時)

親切本位 土地・建物・売買・管理

アパート・マンション

賃貸仲介

東京都知事免許(2)第95409

**(株)丸善不動産**

代表取締役 酒井真美

足立区足立4-41-5 TEL.3852-2221  
FAX.3880-3333

**足立納税貯蓄組合連合会は、  
皆様の入会をお待ちしております。**

特色は、

- (1) 地域に密着し、個人・法人を問わず幅広く納税者を包括している団体。
- (2) 特別に制定された法律(納貯法)に根拠を置く団体。
- (3) 納税者の自由意志により設立できる団体。
- (4) 団体への加入者に特別な「資格」等が必要とされていない団体。
- (5) 税務行政の内、特に「納税」という側面に活動の重点を置いた他の類似団体に見られない国及び地方公共団体の税務協力団体。

足立納税貯蓄組合連合会事務局 03-3849-7141

# 令和4年度納税表彰

## 東京国税局長表彰

### □浅井 弘 副会長が受彰

令和4年11月8日、三田共用会議所において、「令和4年度東京国税局長納税表彰式」が挙行され、副会長の浅井弘氏が受彰されました。



## 足立税務署

### □税務署長表彰を常任理事・若林俊之氏が受彰、署長感謝状を理事・發地美枝子氏が受彰

令和4年11月18日、浅草ビューホテルにおいて、足立税務署長納税表彰式が執り行われました。足立納連からは署長表彰を常任理事若林俊之氏、署長感謝状を理事發地美枝子氏が受彰されました。当日は、関係官庁並びに関係団体役員の大数の臨席のもと、松井税務署長より表彰・感謝状を贈呈されました。(写真左)



## 東京都足立都税事務所

### □税務功労者都税事務所長感謝状を常任理事・酒井ノブ子氏が受彰

贈呈式につきましては、新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況を鑑み、感染対策を徹底し規模を縮小した上で令和4年11月15日に開催させて頂きました。

また、貴連合会の受賞者でいらっしゃる酒井ノブ子様におかれましては、ご本人様のご希望により令和4年11月25日(金)に、当所の所長が訪問にて贈呈をさせて頂いております。



### □東京都功労者表彰

#### 副会長・荒井正行氏が受彰

令和4年10月3日に開催された表彰式につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、昨年度に引き続き会場内等のソーシャルディスタンスを確保するため規模を大幅に縮小して実施し、荒井様には表彰状等を送付させて頂きました。

## 足立区

### □区制90周年記念特別表彰(税務功労者)・八木澤秀夫会長が受彰

令和4年10月1日、西新井文化ホールにおいて、足立納連から八木澤秀夫会長が区制90周年記念特別表彰(税務功労)を受彰されました。

## 税金のご相談は、税理士部へどうぞ！

(50音順)

小早川会計事務所

税理士 小早川 徹也

〒120-0026 足立区千住旭町 25-5  
TEL.03-3888-3686 FAX.03-3879-5467

坂本税理士事務所

税理士・行政書士 坂本 恭正

〒120-0034 足立区千住2丁目 32  
TEL.03-3870-7328 FAX.03-3870-7316

櫻会計事務所

税理士 櫻 富夫

〒120-0005 足立区綾瀬 3-27-3  
TEL.03-3606-3552 FAX.03-3606-1723

芝野税理士事務所

税理士・行政書士 芝野 浩一

〒120-0034 足立区千住 3-37-7  
TEL.03-5244-6577 FAX.03-5244-6578

原島正光税理士事務所

税理士 原島 正光

〒120-0034 足立区千住3丁目5番  
第2小寺ビル6F  
TEL.03-3879-8832 FAX.03-3879-6476

福井税理士事務所

税理士 福井 英泰

〒120-0037 足立区千住河原町 8-10  
TEL.03-3881-9839 FAX.03-3881-7998

村岡税理士事務所

税理士 村岡 喜一郎

〒120-0035 足立区千住中居町 30-8  
TEL.03-3879-0004 FAX.03-5244-7570

もろが会計事務所

税理士 諸我 時夫

〒120-0035 足立区千住中居町 18-6  
マンション釜鳴302号  
TEL.03-3888-4190 FAX.03-3879-4303

八木澤会計事務所

税理士 八木澤 秀夫

〒120-0014 足立区西綾瀬2-18-15  
TEL.03-3849-7141 FAX.03-3880-2940

若林税理士事務所

税理士 若林 俊之

〒120-0044 足立区千住中居町 18-10  
野中ビル4B  
TEL.03-3870-1486 FAX.03-3870-1496

会員リレー投稿  
副会長・浅井 弘

新年おめでとうございます。  
今年の正月は、行動制限も解除され行楽に行かれた方や、故郷に帰り、久しぶりに離れていた家族との楽しい団らんを過ごされた方も多かったことと存じます。  
コロナウィルス感染症は、第8波が押し寄せており、特に高齢者の方々には感染予防対策を万全にお過ごしいただければと思います。



税務署主催にて行いました。  
また、「足立まつり」は、コロナ禍で開催中止が続いております。税金クイズや抽選会など行ってまいりましたが、中止が続いていて、残念に思っております。  
コロナウィルス感染症ですが、変異型に対応したコロナワクチン接種も始まり、国内医療メーカーによるコロナ治療薬が開発されるなど、明るいニュースも届いております。また、海外からの観光客も増えているようで、街でも海外からの観光客と思われるの方々を見かけるようになりました。先日、上野に出かけましたが、思ったより人も多く、活気が戻って来たように感じました。一日も早く、このコロナウィルス感染症が収束し、以前の様にこの足立納税貯蓄組合連合会が活動出来ますことを願っております。

足立納税貯蓄組合連合会では、毎年、足立まつり出店参加を始め、確定申告期の申告相談会従事、中学生の税に関する作文の応募依頼・審査・表彰等、様々な活動をして参りました。  
「中学生の税に関する作文」では、コロナウィルス感染症の影響で今期も表彰式を開催する事が出来ませんでした。入賞された生徒さんに足立税務署一日署長を務めていただくなど、足立

編集後記

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。  
今年こそコロナウィルス感染症が治るよう祈るところですが、相変わらず変異株が発生し、ますます蔓延しているようです。皆様には今までも増して油断しないようご注意ください。  
海外では物騒な事態がこれまた収まらず混沌としています。国内の紛争の解決は想像もつかないほど複雑で困難なことです。そのために世界の経済が悲鳴を上げています。日本の消費者物価も四〇年ぶりの上昇率だとか。やはり経済への悪影響が一番困ります。  
明るいニュースといえば、例年の中学生の「税についての作文」で数多く応募して下さい、ますます優秀な作品が増えていることです。  
納税貯蓄組合の活動も経済状態に影響されること三年余り、そろそろ正常な活動ができるようにと祈るばかりです。  
組合員の皆様には、くれぐれも健康にご留意の上、当組合にご協力ご支援をよろしくお願致します。  
W編集委員

発行所	足立納税貯蓄組合連合会
発行責任者	会長 八木澤 秀夫
編集者	相談役 渡辺 好之
広報部長	副会長 浅井 弘
印刷所	アヤセデジタルクリエイティブ

**消費税の納税準備はあだちせいで**

消費税		ご契約者さま専用の 「消費税納税融資」 を利用可能 <small>*審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。</small>	さらに 経営の改善、経営課題の解決等のお役にたてていただく 『あだちせいで経営情報レポート』 を126種類をご用意しております。
店頭表示金利	納税		
+0.10% 上乗せ	定期積金		